

パークグランディエデナ自治会 慶弔金運用細則

(総則)

第一条 パークグランディエデナ自治会の慶弔金運用業務は、すべてこの細則によるものとする。

(敬老祝い金)

第二条 本会の敬老祝い金に関する事項は、次の通りとする。

- (1) 満年齢が 77 歳（喜寿）、99 歳（白寿）の者は、敬老祝い金として 5,000 円とする。
- (2) 満年齢が 88 歳（米寿）、100 歳（百寿）、108 歳（茶寿）の者は、敬老祝い金として 10,000 円とする。
- (3) 敬老祝い金の対象年齢は、9 月 15 日を基準日とする。
- (4) 敬老祝い金の交付は、所定の書式に記入の上、申請をもって交付する。ただし、前年度または当年度の居住者名簿に更新を行ったものについては、申請は免除される。
- (5) 敬老祝い金の交付対象者が、当該年度の基準日以降に死亡したときは、弔慰金に加算するものとする。

(弔慰金)

第三条 本会の弔慰金に関する事項は、次の通りとする。

- (1) 世帯主または配偶者が死亡した場合、弔慰金として 5,000 円とする。
- (2) 同居家族が死亡した場合、弔慰金として 3,000 円とする。
- (3) 弔慰金の交付は、本人の死亡時まで主として扶養していた同居の親族に対し、所定の書式に記入の上、申請をもって交付する。
- (4) 申請は死亡した日より 3 ヶ月以内に提出されたものを有効とする。

(見舞金)

第四条 本会の見舞金に関する事項は、次の通りとする。

- (1) 大規模災害の場合は役員会において見舞金額を協議決定する。
- (2) 見舞金の交付は、所定の書式に記入の上、申請をもって交付する。

付 則

本細則は、平成 25 年 4 月 21 日から実施する。